

## Ⅲ 生活保護の課題

### 2. 保護の適正化

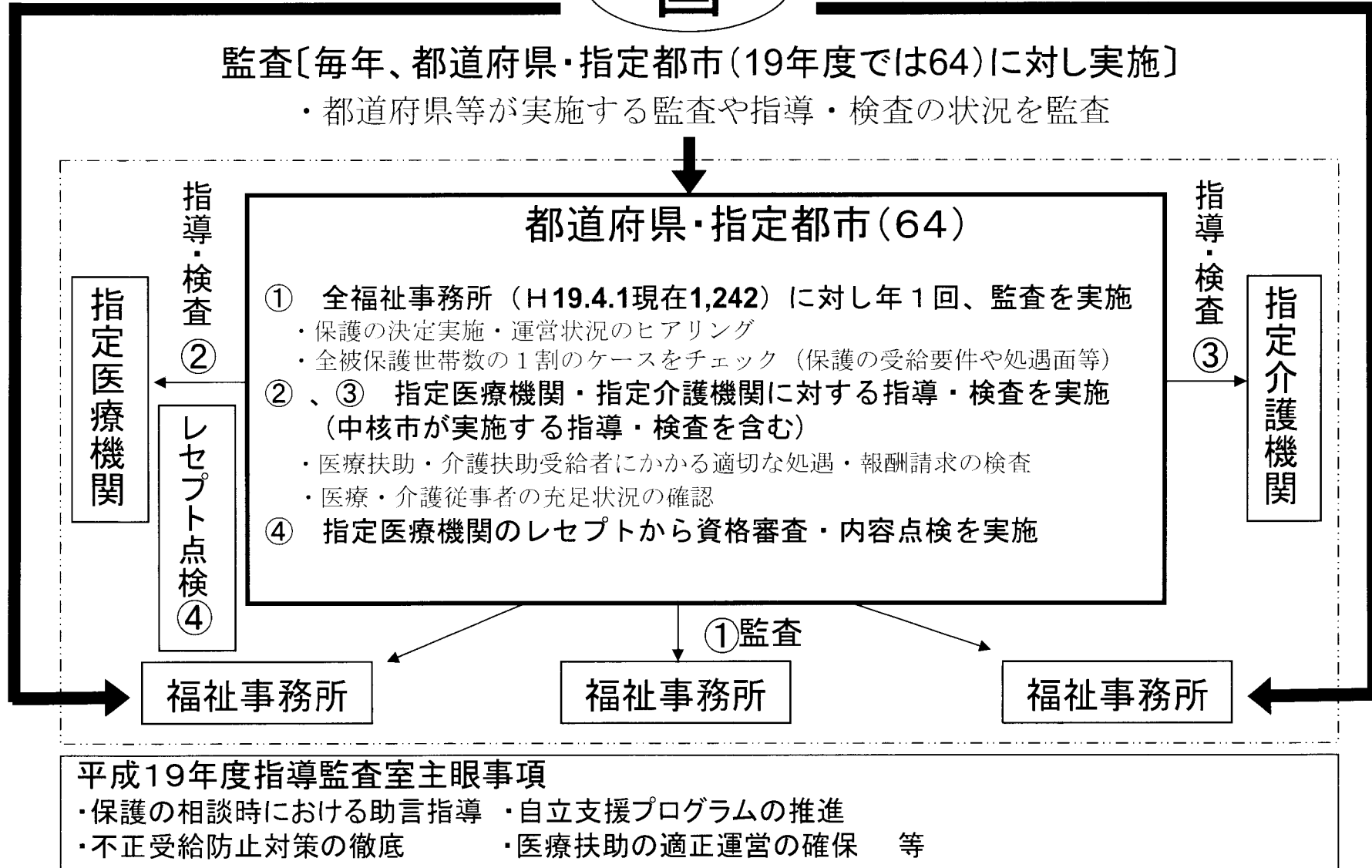


# 生活保護法施行事務監査の概念図

国

監査〔毎年、都道府県・指定都市（19年度では64）に対し実施〕

・都道府県等が実施する監査や指導・検査の状況を監査



# 不正受給の状況

## 1 不正受給件数、金額等の推移

年度	不正受給件数	金額	1件当たり金額
	件	千円	千円
14	8,204	5,360,659	653
15	9,264	5,853,929	632
16	10,911	6,203,505	568
17	12,417	7,003,465	564
18	14,669	8,976,185	612

資料：平成18年度監査実施結果報告

## 2 不正内容

内訳	平成18年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	7,885	53.8
稼働収入の過小申告	1,440	9.8
各種年金等の無申告	2,363	16.1
保険金等の無申告	501	3.4
預貯金等の無申告	221	1.5
交通事故に係る収入の無申告	281	1.9
その他	1,978	13.5
計	14,669	100.0

資料：平成18年度監査実施結果報告

## 3 不正受給発見の契機の状況

照会、調査	通報、投書	その他	計
(88.2%)	(6.5%)	(5.3%)	(100.0%)
12,945件	947件	777件	14,669件

資料：平成18年度監査実施結果報告

- (注) 1. 「照会、調査」とは、福祉事務所が被保護世帯、勤務先、生命保険会社、税務官署、社会保険事務所等の関係先に対する照会や訪問調査を行ったもの並びに監査指摘等によるものである。
2. 「通報、投書」とは、他の福祉事務所、一般住民、民生委員等からの通報、投書である。
3. 「その他」とは、新聞報道等によるものである。

## 4 具体例

### ○稼働収入の無申告

傷病のある世帯主(59歳)は、平成16年4月から18年7月までの間、タクシー会社に就労していたにもかかわらず、無就労として申告していたため、3,551千円の保護費が過大支給となったもの

### ○稼働収入の過小申告

世帯員である妻及び子は、平成12年4月から18年6月までの間、ボウリング場等での稼働収入である9,534千円のみを申告していたが、実際には妻が別に清掃会社等でも就労しており、そこでの稼働収入3,933千円が過小申告となっていたため、3,933千円の保護費が過大支給となったもの

### ○年金収入などの無申告

世帯主(65歳)は、平成15年2月から17年12月までの間に受給した特別支給の老齢厚生年金2,082千円や平成15年2月から6月までの間に受給した雇用保険の求職者給付645千円などについて申告していなかったため、3,812千円の保護費が過大支給となっていたもの

# 北九州市において発生した孤独死事例の概要等

## ○門司区の事例

- ・平成18年5月、門司区の市営住宅で一人暮らしをしていたAさん(当時56歳)が自宅で亡くなっているのが見つかり、検死の結果、死後4か月とされた。
- ・Aさんは身体障害者手帳4級(下肢不自由)をもっていた。平成17年7月には栄養失調による虚弱で働けない状態となり、町内会長や民生委員らにより救急車が呼ばれ、病院に搬送されたこともあった。また、電気、ガス、水道のライフラインは同年9月時点で止められていた。
- ・このAさんは、生活困窮の状況にあったため、平成17年9月と12月の2回にわたり、門司福祉事務所に生活保護を受給するために相談に訪れた。同福祉事務所では、保健師を派遣(計5回)するなどしていたが、市内に住む成人した子ら親族で援助できないか話し合うよう促し、生活保護の申請書の交付に至らなかったもの。

### 【問題点】

- ①ライフラインが停止している生活困窮者の把握、及び生活保護の相談への誘導
- ②民生委員等地域における生活困窮者等の見守りの在り方

## ○小倉北区の事例

- ・平成19年7月10日、小倉北区の一人暮らしのCさん(当時52歳)が自宅で死亡しているのが見つかった。遺体発見は死後3か月であった。
- ・平成18年10月までタクシー運転手として働いていたが、病気のために仕事ができなくなり、同年12月7日に生活保護の申請をした。同月26日に保護が開始され、翌年1月からは病気を治療しながら就労・自立に向けた指導が始められた。
- ・ところが、4月2日になって、Cさんから保護を辞退する旨の申し出があり、福祉事務所は4月10日付けで保護を廃止した。その後、Cさんと福祉事務所との関わりは途切れた。

### 【問題点】

- 辞退届による保護廃止における辞退意思及び廃止後の生活の見通しの確認

## ○北九州市の動き

平成19年 5月	北九州市生活保護行政検証委員会発足
10月	中間報告書発表
12月	最終報告書

## ○国の動き

生活保護関係全国係長会議の開催(平成19年9月6日)  
・保護相談時及び辞退届に基づく保護廃止時等の適切な取扱いについて指示

## ○国による北九州市への監査

### 1 監査期間等

・期間 平成19年10月29日(月)～11月2日(金)  
・対象 北九州市本庁、小倉北福祉事務所  
・体制 監査官等 6名(通常は2名体制)

### 2 監査の視点

- ①ライフラインが停止した急迫状態にある生活困窮者を発見できる仕組みや生活保護の相談への誘導の仕組みはできているか。またそれが機能しているか。
- ②相談・申請等開始時の取扱いが適切かどうか。
- ③辞退届による廃止時等の取扱いが適切かどうか。
- ④保護を開始した後のケースへの取組が適切かどうか。

### 3 問題点

- ①ライフライン停止で急迫状態にある生活困窮者の発見等については、当市には従来から地域ネットワークシステムはあるが、現場ではそれが十分機能していなかった。
- ②扶養義務者へ過度に扶養援助の確認を求めている事例があった。
- ③辞退届による保護廃止等の取扱い状況については、保護廃止後の就労先や収入など自立の目処の確認が不十分な事例があった。
- ④入院しているホームレスに対し、退院時に居宅保護の必要性の確認を行わないまま保護廃止しているなど、ホームレスに対する保護の適用に関し不適切な事例があった。 など

#### 4 指導事項の概要

##### ①ライフライン停止等の把握による生活困窮者の情報提供、連携体制について

今後市が予定している新たな地域ネットワークシステムの構築においては、例えば、生活困窮度や健康状態等に応じて、速やかに生活保護の相談・申請窓口の対応が必要な者、保健師等の訪問が必要な者、民生委員等の見守りが必要な者など、段階を設けて対応するシステムにするなど、真に急迫する者を漏れなく救済できる連携体制の確保等について検討すること。

##### ②保護の相談・申請時の対応や保護辞退による廃止等の取扱いについて

次の事項について福祉事務所に対し、指導の徹底を図り、死亡事例と同様な事例を再発させないよう、その防止に努めるとともに、生活保護制度の適切な運用を行うこと。

- i 法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むとともに、申請の意思のある者については、申請手続の援助指導を行うこと。
- ii 「辞退届」により保護を廃止する場合には、その「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものか、十分な確認を行うこと。
- iii 保護の廃止決定を行うに当たっては、本人から自立の目処を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状態に陥ることのないよう十分留意するとともに、廃止決定の判断は、担当者任せにせず組織的な対応をすること。 等

##### ③ホームレスに対する保護の適用について

ホームレスに対する保護の適用については、国の通知で示している「居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないこと」などに留意し、生活保護制度の適切な運用を行うこと。

##### ④小倉北福祉事務所における保護受給中のケースの取扱いについて

一部の被保護世帯に対する訪問調査活動が低調なため生活実態の把握が不十分で必要な指導援助がなされていなかったことから、査察指導員は、現業員に対し訪問調査活動等現業業務の適切な進行管理を行うよう努めること。

##### ⑤その他

管内各福祉事務所の面接員や現業員等に対し、接遇・面接技能等の向上に資するための職員研修等の充実を図ること。

## A 漏給防止

### (1) 保護の相談における適切な窓口対応等について

#### ○ 申請権の尊重を指導

「法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むとともに、申請の意思のある方については申請手続きの援助指導を行うこと」

### (2) 「辞退届」に基づく保護廃止の取扱いについて

#### ○ 本人の任意かつ真摯な意思に基づかない「辞退届」を強要しないよう指導

「「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできない。

また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目処を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう十分に留意することが必要である。

さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴い必要となる諸手続についても指導援助されたい。」

(平成19年9月6日 「生活保護関係全国係長会議資料」)

## B 濫給防止

- ・ 金融機関等の関係先調査の実施
- ・ 暴力団員に対する生活保護の不適用(警察との連携)
- ・ 年金担保貸付利用者への対応
- ・ 不正受給事案の告訴等の手順の明確化



# 「生活保護行政を適正に運営するための手引」のポイント

## 位置付け

生活保護行政の適正運営の観点から、地方自治体における取組事例も参考としつつ、業務の流れに沿って関連事項を整理した手引

## 記載内容

### I 申請相談から保護の決定までの対応

- 届出義務の遵守
- 収入申告書等の徴取
- 関係先調査の実施
  - ・ 金融機関等に対する資産の調査に関する個人情報保護法との関係や留意事項を明記
- 暴力団員に対する生活保護適用の考え方
  - ・ 暴力団員に対しては保護を適用しないこと
  - ・ 暴力団員該当性の確認等に関する警察との連携要領
- 年金担保貸付利用者への対応
  - ・ 生活保護受給中の者には年金担保貸付を行わない
  - ・ 過去に年金担保貸付を受け、それが原因で生活保護を受給した者が再度貸付を受けた場合は生活保護を適用しない

### II 指導指示から保護の停廃止までの対応

- 法第27条に基づく指導指示と保護の変更・停止・廃止
- 稼働能力のある者に対する指導指示
- 履行期限を定めた指導指示
  - ・ 指導指示に履行期限を付し、期限までに履行されない場合には保護の廃止等を行う方法を明記

### III 受給中の収入未申告等への対応

- 収入未申告が疑われる場合の対応
- ケース診断会議等の開催による対応内容の判断

### IV 費用返還・徴収及び告訴等の対応

- 費用返還・費用徴収処分の適用の判断
- 費用徴収の方法
- 不正受給事案の告訴等の手順
  - ・ 告訴等に際しての考慮事項、警察との連携要領



## Ⅲ 生活保護の課題

### 3. 自立支援

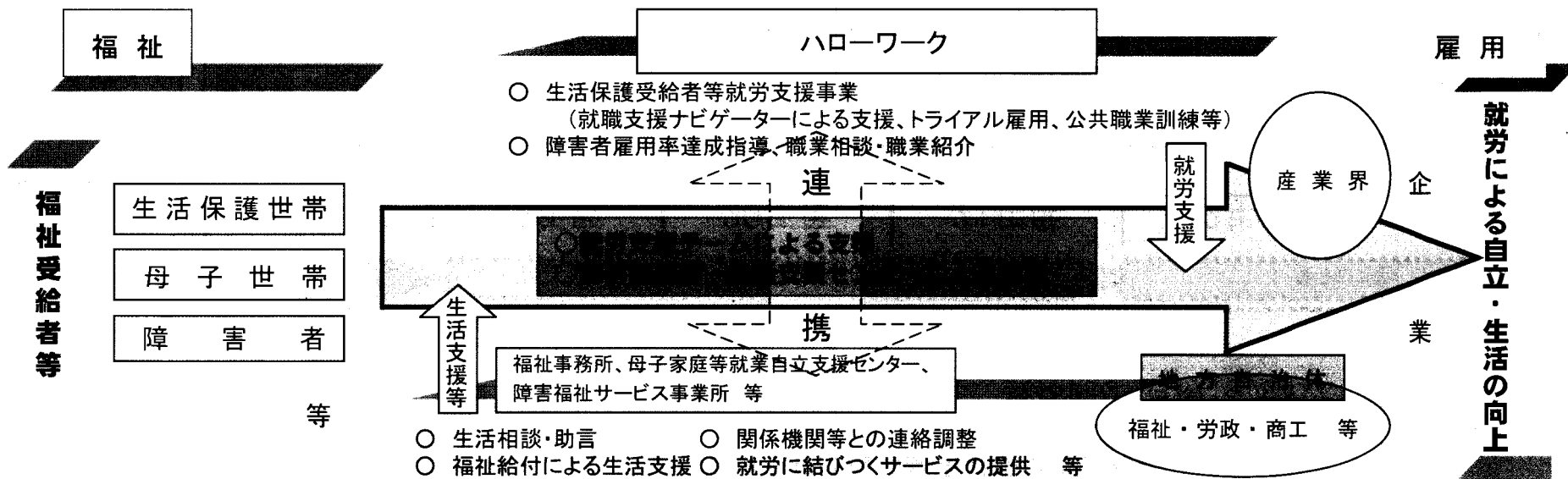


# 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の考え方 ～誰でもどこでも自立に向けた支援が受けられる体制整備～

- 福祉を受ける方に対して、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。(※)
  - ー 国民が社会的、経済的、精神的な自立を図る観点から、自ら、働いて生活を支え、健康を維持する、といった「自助」を基本に、それを「共助」、「公助」が支える福祉社会を構築
    - ※ 自立の支援や生活の向上が目的－自助努力のみでは生活に困窮する方に対しては福祉により適確に対応
- 緒についたばかりの福祉事務所等とハローワークの連携による「福祉と雇用の連携」施策、地方自治体における自立支援策を加速
  - 〔例 福祉事務所において、自立・就労意欲のある生活保護や児童扶養手当の受給者を選定し、ハローワークにおいて、就労支援を実施〕
- 「福祉から雇用へ」の実効性を高めるため、関係機関の連携を促進するとともに、産業界等の理解・協力を得ながら(※)、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』として実施

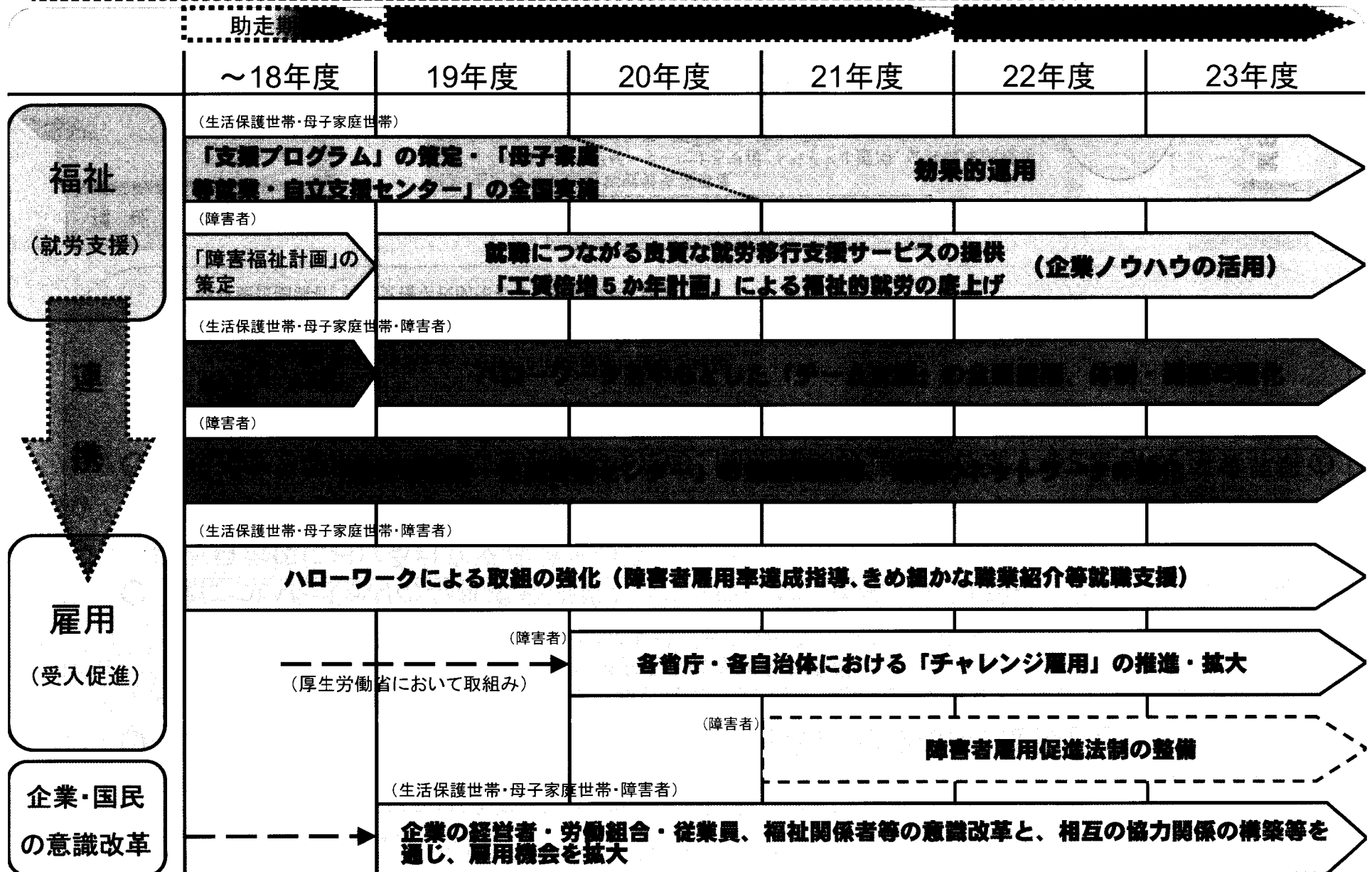
※ 産業界・企業の理解、協力

- ・ 職業紹介、職業訓練等を受けた後における雇用の機会の確保
  - ・ 母子世帯等の実情を踏まえた多様な働き方や、障害者雇用率達成の必要性への理解などの意識改革
  - ・ 企業の生産性の向上などにより、安定した雇用機会の創出や、賃金の引上げを図ること
- 福祉施設関係者、特別支援学校関係者等の意識改革も必要



# 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』のイメージ

- 福祉から雇用への移行を推進する「5か年計画」を策定するとともに、具体的な「目標」を定めて取り組む。  
(特に、19～21年度の3年間に集中的に取り組を強化する。)



# 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』における重点戦略

## 地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

- 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置(約400カ所)
- 各省庁・各自治体における障害者に対する「チャレンジ雇用」の推進・拡大
- 障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開するとともに、全都道府県において「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げを推進
- 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム(※)」を全自治体で策定
  - (※)意欲の向上や職業意識の啓発、技能修得、就職支援等、段階的・計画的な支援を行うプログラム
- 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を全国展開

## ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「就労支援チーム(※)」の体制・機能強化
  - (※)ハローワークの就職支援担当と福祉事務所、福祉施設等関係機関により編成されるチーム
- ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を60%に引上げ「就職活動プランの策定」、「就労意欲向上プログラム」など



## 障害者雇用促進法制の整備

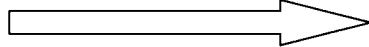
- 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法制の整備

## 関係者の意識改革

- 関係者の意識改革を通じた雇用機会の拡大
  - 企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大



## 生活保護受給者に対する自立支援の推進

- 生活保護の目的
  - ・ 最低生活費の支給
  - ・ 自立の助長 
- 自立支援プログラム導入の背景
  - ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
  - ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足
- 自立の助長の内容
  - ・ 経済的自立 → 就労 等
  - ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等
  - ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等

### 自立支援プログラムの導入(平成17年度～)

- 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた個別プログラムを自治体が策定
- 個々の被保護者に必要なプログラムを選定し、関係部署、保健所、医療機関、福祉施設、NPO等と連携し自立支援を組織的に実施
- ※ 自立支援プログラムの例
  - ・ 稼働能力を有する者（経済的自立の支援）
    - 就労支援員（職安OB等）を福祉事務所に配置し、就労支援を行う。
  - ・ 長期入院中の者（日常生活自立の支援）
    - 嘱託医等、医療機関等と連携し、退院を促進する。
  - ・ 高齢者等（社会生活自立の支援）
    - 社会福祉協議会、保健師、NPO法人等と連携し、傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持する。



# 1 自治体による自立支援プログラムに基づく自立支援の状況

## 策定状況

- 自立支援プログラム策定自治体数824(保護の実施自治体の96%)  
※ 未策定自治体については、平成19年度中に策定予定。
- 自立支援プログラム策定自治体のうち、就労支援に関するプログラム策定自治体数636(保護の実施自治体の73%)  
※ 未策定自治体については、平成19年度中に策定予定。
- 策定されている自立支援プログラム数

経済的自立に関するプログラム	1036※1
うち就労支援に関するプログラム	934※1
日常生活自立支援に関するプログラム	1047※2
社会生活自立支援に関するプログラム	212※2

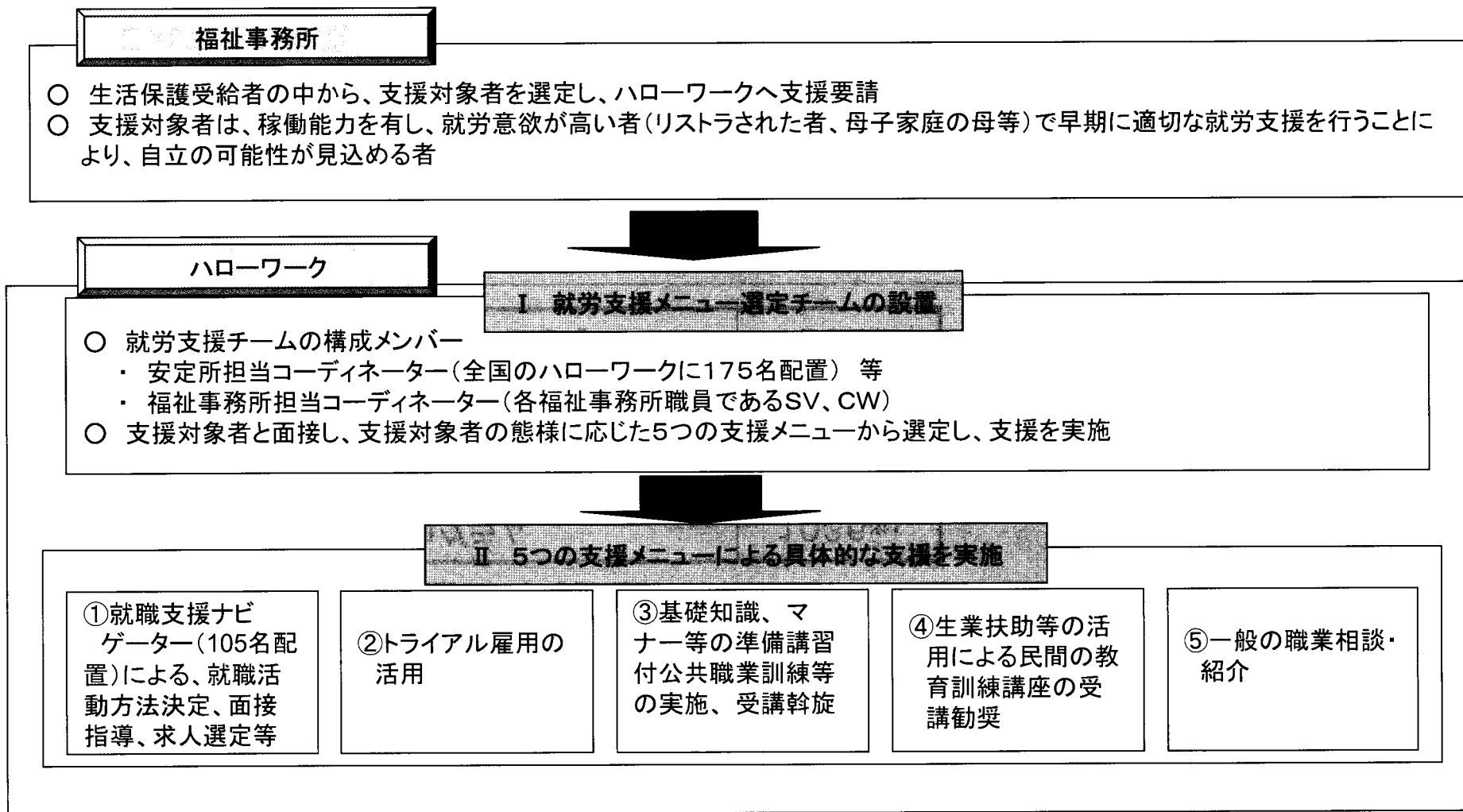
※1 平成19年9月末現在

※2 平成19年3月末現在

## 自治体に対する財政的支援とこれまでの取組等

- セーフティネット支援対策等事業費補助金(平成19年度予算180億円)により自治体の取組(支援専門員等の配置、協力事業者への委託等)を支援。
- これまでの取組  
平成18年度：全自治体で自立支援プログラムを少なくとも1つ策定  
平成19年度：全自治体で就労支援に関するプログラムを策定

## 2 福祉事務所とハローワークの連携による生活保護受給者就労支援事業(平成17年度～)



生活保護受給者等就労支援事業の実施状況(平成18年度実績)

	支援対象者数①	支援開始者数	支援終了者数	支援終了者のうち就職者数②
生活保護受給者	10,586	9,129	8,994	5,535

※ 支援対象者数①に占める就職者数②の割合は、52.3%となっている。

### 3 就労支援の成果

○ 就労支援により約17,700人が新規就労・増収を実現

(単位:人)

	新規就労	増収	合計
1 福祉事務所による就労支援プログラム	9,237 (75%)	3,043 (25%)	12,280 (100%)
2 ハローワークとの連携事業 (生活保護受給者等就労支援事業)	4,222 (78%)	1,189 (22%)	5,411 (100%)
合計	13,459 (76%)	4,232 (24%)	17,691 (100%)

(平成18年度実績)

(注1)福祉事務所による就労支援プログラムの参加者は、34,000人。

(注2)前頁の就職者数とハローワークとの連携事業の新規就労・増収の合計に差異があるのは、同一の参加者が就職と退職を複数回繰り返した場合、前頁は延人員、本頁は実人員でカウントしているため。

